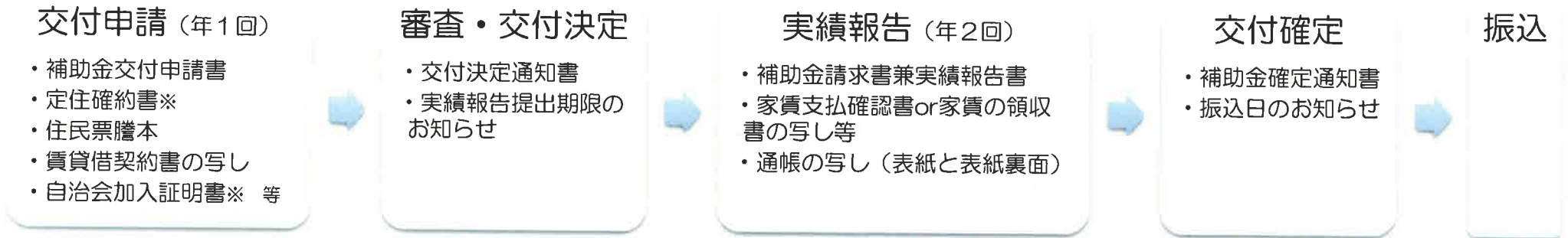


五戸町若者定住支援事業補助金（アパート補助）申請から交付までの流れ（平成29年度以降）



※初年度のみで結構です。

【平成29年度】

前 期						後 期								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
			前期申請受付 (9/29 まで)			審査 ↓ 交付決定	実績報告 (期間指定)	確定 ↓ 振込				審査 ↓ 交付決定	実績報告 (4月6日 まで)	確定 ↓ 振込
												後期申請受付 (3月9日まで) ※前期に申請した場合は不要		

【平成30年度以降】 ※期間は目安です

前 期						後 期									
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
			前期申請受付 (期間指定)			審査 ↓ 交付決定	実績報告 (期間指定)	確定 ↓ 振込				後期申請受付 (期間指定) ※前期に申請した 場合は不要	審査 ↓ 交付決定	実績報告 (期間指定)	確定 ↓ 振込

30年度以降は申請を随時受け付ける予定でしたが、手続きの効率化のため、期間を指定して集中受付することとしましたので、ご了承ください。

申請者

交付申請（年1回）

- ・若者定住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・定住確約書（様式第2号）※
- ・住民票謄本
- ・賃貸借契約書の写し
- ・自治会加入証明書（様式第3号）※等

※初年度のみで結構です

実績報告（年2回）

- ・若者定住支援事業補助金請求書兼実績報告書（様式第5号）
- ・家賃支払確認書（様式第6号）
or 家賃の領収書の写し等
- ・通帳の写し（表紙と表紙裏面）

補助金受領

五戸町

審査・交付決定

- ・若者定住支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）
- ・実績報告提出期限のお知らせ

交付確定・口座振込

- ・若者定住支援事業補助金確定通知書（様式第7号）
- ・振込日のお知らせ

注意事項

- 以下のいずれかに当てはまった場合は、「若者定住支援事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第8号）」を提出してください。
- ・町内で転居、新居購入、離別、別居、公的制度による家賃補助等があった場合
⇒事実発生日の属する月から補助対象世帯の資格がなくなります。ただし、補助対象の民間賃貸住宅に転居した場合はこの限りではありません。
- ・補助金を最後に受けた日以後、2年未満で町外へ転居した場合
⇒それまでに受けた補助金は全額返還となります。
- 住宅の賃貸借契約書の契約期間をご確認ください。補助を受けようとする期間が住宅の賃貸借契約期間内である必要があります。契約が更新された場合は新しい契約書又は更新内容がわかる書類を随時提出してください。
- 当事業に関する情報は、広報やホームページでご確認ください。

担当：五戸町役場地方創生推進室
0178-62-2111（内線226）